

平成 30 年 6 月 7 日

埼玉消費者被害をなくす会と AIG 損害保険株式会社との
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「埼玉消費者被害をなくす会」という。）が、AIU損害保険株式会社（平成 30 年 1 月 1 日「AIG損害保険株式会社」に商号変更。以下「AIG損害保険」という。）に対し、AIG損害保険が販売する個人賠償責任補償等の特約付の心身障害者総合保険のパンフレット（表題：AIUの総合保障制度 心身障害者総合保障制度）について、「障害の程度にかかわらず加入でき、ご本人のケガの補償と他人に対する損害賠償補償（対人・対物）がセットされています。」という表示（以下「本件表示」という。）は、当該パンフレットによって販売又は勧誘の対象となる保護者が、自らの子供の民事上の責任能力を問うことなく、自らの子供が他人を傷つけたり物を壊したりした場合に、当該保険によって、被害を受けた者に補償がなされると誤解をするおそれがあり、適切な打消し表示を欠いた結果、不当景品類及び不当表示防止法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する優良誤認表示に該当するおそれがあるとして、本件表示の下に、「他人に対する損害賠償の補償は、ご本人に民事上の責任能力があるなど、ご本人又は保護者が法的な賠償責任を負う場合に限り、」など補償の範囲が制限されることを消費者が容易に認識できるよう明確に注意書きを挿入することを申し入れた事案である。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

第三章 適格消費者団体の差止請求権等

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）

は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。

二 〔略〕

2・3 〔略〕

(2) 結果

平成 30 年 1 月 16 日、AIG損害保険は、埼玉消費者被害をなくす会に対し、(1) の申入れに係る表示の改定について連絡した。

これを受けて、平成 30 年 3 月 26 日、埼玉消費者被害をなくす会は、AIG損害保険に対し、申入れ終了の連絡をした。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

(法人番号：1030005001873)

3. 事業者等の氏名又は名称

AIG 損害保険株式会社 (法人番号：5010001146209)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html